

市川三郷町洪水ハザードマップ更新業務

特記仕様書

令和 8 年 7 月

市川三郷町 防災交通課

第1章 総則

第1条 (適用)

本仕様書は、市川三郷町(以下、「発注者」という)が受託者(以下、「受注者」という)に委託する「市川三郷町洪水ハザードマップ更新業務」(以下「本業務」という)に適用する。

第2条 (業務の目的)

平成 27 年の水防法改正により、発注者は想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定区域の調査結果を踏まえて、これに応じた避難方法等について住民等に適切に周知する必要がある。

本町は平成 31 年に洪水ハザードマップを作成、公開および配布し、風水害アセスメント調査として最大浸水深のデータ整備及び避難所等への影響を検討したところであるが、山梨県から新たに浸水想定区域及び土砂災害危険区域が公表されたことを受けて、本業務は公表資料を基礎資料とし、浸水情報及び土砂災害情報と住民の避難情報を分かりやすく提供し、災害発生時に適切な避難行動につなげるとともに、被害を回避又は最小限にとどめることを目的に洪水ハザードマップを更新、修正するものである。なお、洪水ハザードマップの作成に当たっては、市川三郷町地域防災計画等と整合をとりながら実施するものとする。

第3条 (関係法令等)

本業務は、下記に掲げる最新版図書に準拠して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (5) 水害ハザードマップ作成チェックシート(洪水)
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- (8) 避難情報に関するガイドライン
- (9) 中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き(第 2 版)
- (10) 浸水想定区域図作成マニュアル
- (11) 避難情報に関するガイドライン
- (12) 地理空間情報活用推進基本法
- (13) 個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)
- (14) 防災基本計画
- (15) 山梨県地域防災計画
- (16) 市川三郷町国土強靱化計画
- (17) 市川三郷町第 3 次総合計画
- (18) 市川三郷町地域防災計画
- (19) 市川三郷町契約規則
- (20) その他関係法令等

第4条（提出書類）

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定める書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更するときは、その都度承諾を受けるものとする。

第5条（事業者の実績要件等）

受注者は、市川三郷町の状況を十分に把握しており、かつ以下の要件を満たす者とする。また、業務着手時に当該要件等を証明できる書類（写し）を提出するものとする。

- （1）市川三郷町の入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録され、山梨県内における本店または支店・営業所登録があること。
- （2）令和3年4月1日以降に、山梨県内市町村の発注した洪水、土砂災害等の防災に関わるハザードマップ作成業務等の関連業務を履行した実績があること。

第6条（実施体制）

受注者は、契約の履行に際し、業務の管理および統括を行うため管理技術者を配置するとともに、成果物の内容について照査を行うための照査技術者を配置しなければならない。

2 配置する全ての技術者は直接雇用されている者とする。

3 管理技術者、照査技術者は下表の要件を満たす者とし、照査技術者は管理技術者と兼任することはできない。また、管理技術者及び照査技術者であることの資格証等の写しを添付し、提出するものとする。

配置技術者の名称	資格
管理技術者	技術士（建設部門／河川砂防及び海岸海洋）または RCCM（河川砂防及び海岸海洋）の資格を有する者。
照査技術者	空間情報総括監理技術者（各種施設位置情報、浸水想定区域データの図面位置精度の担保・照査を行い、GIS を活用した風水害アセスメント等の空間情報のトータルコンサルティング及び照査を行うため）の資格を有する者。

第7条（工程管理）

受注者は、本業務の実施にあたり、適切な工程管理を行うとともに、適宜発注者に作業進捗状況を報告するものとする。また、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第8条（成果品の審査及び納品）

受注者は、業務完了後に、発注者の審査を受けなければならない。成果品の審査において、訂正を指示された箇所については、ただちに訂正しなければならない。本業務の検査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

なお、業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第9条（関係官公庁等との協議）

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。また、本業務の実施にあたり必要な関係官公庁等に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

第10条（疑義の解釈）

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第11条（公的資格等）

受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。なお(3)については、管理技術者及び契約受任者の所属部署(場所)において資格を取得しているものとする。

- (1) 品質マネジメントシステム認証基準(ISO9001)適合登録証の写し
- (2) 環境マネジメントシステム認証基準(ISO14001)適合登録証の写し
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム認証基準(ISO27001) 適合登録証の写し
- (4) プライバシーマーク※個人情報保護マネジメントシステム認証基準(JISQ15001)に準拠
- (5) レジリエンス認証(国土強靱化)適合登録証の写し

第12条（成果品の帰属）

受注者は、本業務で得られた成果品の著作権、ならびに二次的著作物の利用に関する権利を発注者に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。また、発注者の許可なく公表、貸与、使用してはならない。ただし、納入物のうち受注者が従前から有していた製品等の著作権、及び受注者が本件業務の実施中新たに作成した製品等の著作権は受注者又は当該第三者に留保されるものとする。

第13条（秘密の保持）

本業務の実施にあたり、直接的及び間接的に知り得た秘密は、漏洩がないよう厳重に管理し、いかなる理由があっても他に公表してはならない。

第14条（損害賠償）

受注者は、本業務実施中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者にその状況を報告するものとし、損害賠償等が生じた場合は、受注者において一切の処理を行うものとする。

第15条（納期及び納入場所）

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

納期:令和 9 年 3 月 19 日

納入場所:市川三郷町 防災交通課

第2章 業務内容

第16条（業務概要）

(1) 計画準備	1 式
(2) 資料収集整理	1 式
(3) 洪水ハザードマップ構成の検討	1 式
(4) 避難所分析	1 式
(5) 洪水ハザードマップ素案の作成	1 式
(6) 洪水ハザードマップ修正案の作成	1 式
(7) 洪水ハザードマップ大判図の作成	1 式
(8) ホームページ掲載用データ作成	1 式
(9) GIS データの整理	1 式
(10) 任意地点の浸水整理図面の作成	1 式
(11) 住民説明会支援	1 回
(12) 業務成果とりまとめ	1 式
(13) 打合せ協議	1 式

第17条（調査手法）

本業務は、地図に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工し、高度な空間分析を行うとともに、その結果を視覚的に表現させながら複数のマップレイアウトを作成する必要があるため、GIS技術を活用して調査を進めるものとする。また、本業務の作成する地図に関するデータは、ファイル構造がすべて公開されているShapeファイルを基本とする。なお、座標系については、世界測地系（測地成果 2011）にて作成するものとする。

第18条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方针及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案、作成するものとする。

業務計画書は発注者に提出し、その承認を得るものとする。

第19条（資料収集整理）

洪水ハザードマップ作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のため、下記資料を参考に必要な資料を収集・整理するものとする。

作業の効率化及び情報の電子化を図るため、本業務で収集したデータについては、原則として GIS（地理情報システム）データとして整理するものとする。

GIS データの形式は、今後の庁内外への情報公開を考慮し、最も公開性・流通性・汎用性の高いフォーマットである Shape 形式にて作成するものとする。

番号	資料名	収集先	資料の形態
1 ※	業務対象河川の、水防法に基づく洪水浸水想定区域図(浅利川、芹川、押出川、印川、境川、新川、新せぎ川、新梨川、葛籠沢川、樋田川、鳴沢川、三沢川、宮原川、谷坂川、山田川)	山梨県・国	浸水想定区域図、GIS データ (Shape 形式及びデータ定義書) ・最大浸水深(計画規模・想定最大規模) ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)
2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	山梨県	報告書及び出力図、GIS データ (Shape 形式)
3	災害時の通行止め履歴	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
4	指定避難所	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
5	指定緊急避難場所	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
6	福祉避難所	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
7	その他の避難所、避難場所等	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
8	土砂災害の警戒避難に係る避難路、広域緊急交通路、地域緊急交通路	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
9	水路、アンダーパス、防災行政無線屋外拡声子局	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
10	水位観測所	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
11	水防倉庫	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
12	河川カメラ	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
13	排水ポンプ場	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
14	施設情報(消防、水防、警察、医療関連施設、要配慮者利用施設、郵便局、学校、その他公共施設)	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
15	消防団格納庫	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
16	防災備蓄倉庫	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
17	都市計画図(地図情報レベル 2,500 及び 10,000)	市川三郷町	GIS データ(Shape 形式)
18	基盤地図情報	国土地理院	GIS データ(GML 形式)
19	浸水履歴	市川三郷町	指定箇所一覧(Excel 形式)
20	地番図	市川三郷町	GIS データ(Shape 形式)
21	航空写真	市川三郷町	TIFF 画像
22	町丁目境界データ	市川三郷町	GIS データ(Shape 形式)
23	家屋データ	市川三郷町	データ(CSV 形式)
24	家屋形状データ	市川三郷町	GIS データ(Shape 形式)
25	町・大字別人口及び世帯数データ	総務省	最新の国勢調査データ(CMS データ)
26	前回風水害アセスメント業務報告書	市川三郷町	報告書

27	その他必要と認められる資料		
----	---------------	--	--

※収集した洪水浸水想定結果は国・県の公表している浸水想定区域図と比較を行い、相違がある場合には遅滞なく発注者に報告し、対応方法を決定すること。なお、受注者は国、県等に報告が必要な場合、提出資料の作成支援を行うものとする。

※発注者が貸与する資料等については受注者の責任において管理するとともに、取り扱いに十分注意し、使用後は速やかに返却するものとする。

第20条（洪水ハザードマップ構成の検討）

水害ハザードマップ作成の手引き、他自治体の最新の洪水ハザードマップ等を参考に、受注者は、市川三郷町の災害特性（地域の災害リスク、災害実績等）や社会特性（避難に関する現状、避難単位及び避難範囲等）を考慮して、洪水ハザードマップの紙面構成について検討するものとする。

- 2 ページ構成は、平成30年度の「市川三郷町洪水ハザードマップ作成業務」において作成した既存の「市川三郷町洪水ハザードマップ」を参考にし、詳細は発注者、受注者協議の上決定するものとする。
- 3 構成の検討に当たっては、以下に示す内容を十分に検討することとする。

（1）図割・表示縮尺の検討

図割・表示縮尺は、できる限り家屋を個々に識別し、避難方向を住民自身で判断できる表示縮尺が望ましいが、広域的な避難の可能性がある点等を考慮して最適な表示縮尺を検討することとする。

（2）記載事項の検討

住民等が主体的に迅速かつ的確な避難行動を選択できるように「水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」を踏まえて、「地図面」「学習情報面」に必要な記載事項や地域特性上必要と思われる事項について住民等の立場に立って検討し、掲載情報を整理することとする。掲載事項については、水害ハザードマップ作成の手引きに示される掲載事項を十分に確認の上、掲載事項が手引き等を網羅しているかについてのチェックリストを「水害ハザードマップ作成チェックシート（洪水）（令和7年5月、国土交通省）」に基づき作成し、発注者に提出するものとする。なお作成に当たっては本町の地域防災計画等の防災関連計画と整合をとりながら進めることとする。

なお、協議が円滑に行えるように、素案原稿はAI形式及びPDF形式等で作成し、複数の記載事項案を発注者に提示することとする。

1) 地図面・掲載事項案

地図面は、発注者と協議し決定した内容を視覚的に分かりやすく表示し、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用して、下記内容を基本とし検討するものとする。

- ・ 河川の想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と最大浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食、氾濫流）
- ・ 過去の浸水実績等
- ・ 早期の立退き避難が必要な区域
- ・ 土砂災害（特別）警戒区域（レッド・イエローゾーン）
- ・ 土砂災害危険箇所（山地災害危険箇所）等
- ・ 土砂災害に係る災害履歴
- ・ 避難施設（指定避難所・指定緊急避難場所、福祉避難所）、その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・ 防災関連施設（町役場、消防署、警察署、要配慮者利用施設等）

- ・ その他の情報(アンダーパス等避難時危険箇所、ランドマーク等)

2) 学習情報面・掲載事項案

① 避難活用事例

- ・ 洪水予報等、避難情報の伝達方法(プッシュ型の情報)
- ・ 水害時に得られる情報と、その受信や取得の方法(プル型の情報)
- ・ 避難情報に関する事項
- ・ 浸水が想定される区域における避難行動の解説と留意点
- ・ 避難場所等の一覧
- ・ 避難訓練の実施に関する事項
- ・ 水害シナリオ(降雨・外力条件などの設定条件、災害イメージの固定化に関する注意喚起等)
- ・ マイ・タイムラインに関する事項
- ・ 他のハザードマップ作成状況に関する事項等

② 災害学習情報

- ・ 水害に備えた事前の心構え(被害を抑えるための自衛策等)
- ・ 既往水害に関する情報(過去の浸水実績など)等
- ・ 災害発生のメカニズムや地形の特色

3) 色彩等に関する配慮事項の検討

高齢者や障害者(色弱者等)に対して適切にマップの利用ができるように、表現方法や情報量、フォントサイズ等見易さを優先し検討を行うものとする。

特に地形的に浸水想定区域と土砂災害(特別)警戒区域(レッド・イエローゾーン)が重なるもしくは近接している地域については住民の見やすさという視点で色やパターン表現について工夫し、調整するものとする。

- 4 各河川の浸水想定結果である最大浸水深(想定最大規模)、浸水継続時間、家屋倒壊等について、発注者と協議の上、洪水ハザードマップへの掲載方法を決定する。

第21条(避難所分析)

本業務で追加された浸水想定区域図及び既存の全体河川における洪水浸水想定区域図と統計資料や住民基本台帳、家屋データ等をもとに GIS を活用した空間解析を行うことで、避難所における災害リスク分析を行うものとする。

分析結果内容について、必要に応じて洪水ハザードマップに掲載することを検討する。

2 避難者数の算出

以下の浸水被害数量の結果を算定するものとする。

- (1) 浸水区域内人口(浸水域内に居住し、何らかの避難が必要な人数)
- (2) 屋内安全確保避難者数(自宅等で避難が可能)
- (3) 立ち退き避難者数(避難所等への避難が必要)

※要避難人口は浸水深に対し、建物の避難階数により、2 階以上に避難できない人数を想定

空間解析による要避難者数の算定については「平成 30 年度市川三郷町洪水ハザードマップ作成業務委託」成果の算定手法を参考に屋内安全確保、立ち退き避難等の避難方法を考慮したうえで算定するものとし、発注者の指定する指定避難所等については、発注者の提供する資料を基に収容能力を算出するものとする。

上記までを踏まえ、算定の結果と指定避難所の有効収容人数で比較を行い、避難所収容能力の過不足

を検証する。避難所収容能力が不足する場合、受注者は、不足する数量を定量的に示すとともに町として講じるべき防災対策について安全に避難できるエリアを分析し、避難方法を含めた提案を行うこととする。

第22条（洪水ハザードマップ素案の作成）

前条で検討した事項を基に洪水ハザードマップ素案を作成するものとする。洪水ハザードマップの作成に当たっては、住民にわかりやすいデザインやレイアウトとするため、複数のレイアウト案を作成し提示するものとする。

第23条（洪水ハザードマップ修正案の作成）

庁内各課等からの意見を反映させた洪水ハザードマップ原案を作成し、協議のうえ最終原稿を作成する。また作成後、簡易校正を実施し、最終確認を行うものとする。校正スケジュールについても発注者と受注者協議の上、合意をとり修正案を作成するものとする。なお、校正回数については回数を限定せず、校正スケジュール内であれば、発注者の校了がとれるまで実施するものとする。

第24条（洪水ハザードマップ大判図の作成）

作成した洪水ハザードマップデータを基に大判図の作成を行う。企画はA0、片面、1種とする。掲載する内容は市川三郷町洪水ハザードマップ（冊子版）の内容に準ずることとする。

第25条（任意地点の浸水深整理図面の作成）

避難所等の最大浸水深について、国または県から貸与された5mメッシュの浸水深データから、当該施設にかかる浸水深の値を抽出し、各施設の代表浸水深を検討することとする。ただし、避難所等によっては相当数の浸水深の値が存在するため、受注者は各施設にかかるすべてのメッシュの浸水深を図面等で発注者に提示し、発注者は提示された資料より代表浸水深を決定することとする。決定した各施設の代表浸水深は洪水ハザードマップへの反映を検討するものとする。なお、記載方法は現行洪水ハザードマップに記載している避難所の災害種別ごとの利用可否に加え、代表浸水深を併記することを基本とするが、詳細は協議の上決定するものとする。

第26条（住民説明会支援）

洪水ハザードマップ利用者である住民に対し、洪水ハザードマップ作成の周知及び洪水ハザードマップの作成に住民意見を取り入れることを目的として、町が実施する住民説明会実施支援を行うものとする。具体的な開催方法については、発注者と協議の上決定するものとする。

開催の周知、日時の設定、会場等の予約、参加者への連絡等については発注者が行い、受注者は1回の説明会に出席する。受注者の支援の内容は説明用資料の作成支援とするが、発注者から要望がある場合については技術的事項の説明、技術的事項に対する質疑応答、住民意見の反映方法案の検討とするものとする。住民説明会には管理技術者が必ず出席するものとする。

第27条（業務成果とりまとめ）

上記までの経緯等を取りまとめ報告書及び各種成果品を作成する。報告書を作成する上では、各検討・評価過程が客観的に理解できるように作成するものとする。

第28条（打合せ協議）

本業務を円滑に進めるために、打合せ協議を実施するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時3回及び業務完了時の5回を基本として、その他必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せの内容については、打合せ協議簿として、受注者が作成した上で、発注者に提出し、その内容について承諾を得るものとする。

第29条（印刷）

前条の原稿をもとに、以下に示す規格で印刷するものとする。

- (1) 用紙サイズ:A4 版冊子(28 頁)、A0 版(片面)
- (2) 紙質:コート紙 90kg
- (3) 印刷色:フルカラー
- (4) 印刷部数:A4 版冊子 8,000 部 A0 版片面 100 部
- (5) 仕分:100 部ずつクラフト紙に梱包
- (6) 搬入:発注者が指示する場所に(1 箇所)に搬入

第 30 条（ホームページ掲載用データ作成）

受注者は、作成した洪水ハザードマップを、町のホームページにて掲載できるように、電子データ(PDF 形式)を作成するものとする。公開用ホームページの作成は、HTML 形式で洪水ハザードマップ画像を作成し、ホームページ上で閲覧できるようにするものとする。また、PDF ファイル形式で洪水ハザードマップ画像を作成し、ダウンロードにより再配布を可能にするものとする。

第 31 条（成果品）

本業務の成果品は以下とする。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 報告書(電子データ含む) | 1 式 |
| (2) 洪水ハザードマップ(A4 版冊子 28 頁カラー印刷) | 8,000 部 |
| (3) 洪水ハザードマップ(A0 版片面カラー印刷) | 100 部 |
| (4) 原稿原図(電子データ含む) | 1 式 |
| (5) ホームページ公開用データ | 1 式 |
| (6) 住民説明会用資料(電子データ含む) | 1 式 |
| (7) その他発注者が指示するもの | 1 式 |